

平成17年2月1日

各 位

株式会社 UFJホールディングス
コード番号 8307

債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生について

本日、当社子会社の株式会社UFJ銀行の取引先である株式会社伊賀ゴルフクラブが、大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、株式会社UFJ銀行の同社向け債権につき取立不能及び取立遅延のおそれが生じたので、お知らせ致します。

記

1. 株式会社伊賀ゴルフクラブの概要

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 本 社 所 在 地 | 大阪市中央区南船場1-17-11 上野BRビル5F |
| (2) 代 表 者 氏 名 | 川邊 健一 |
| (3) 資 本 金 | 10百万円 |
| (4) 主 な 事 業 の 内 容 | ゴルフ場の運営 |

2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成17年2月1日 大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立。

3. 当該取引先に対する債権の金額

株式会社UFJ銀行 8,615百万円

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記債権については、平成16年9月中間期において損失処理済であり、本件に伴い昨年11月24日に当社が発表しております当期連結業績予想に変更はありません。

以 上